

職員給与規定

2005年11月23日制定

2010年11月23日改訂

(目的)

第1条 この職員給与規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）が、雇用する教職者以外の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規定において『給与』とは基本給与及び諸手当をいう。

2 『基本給与』とは、職員給与基準表に記載された給与をいう。

3 『諸手当』は教職者給与規定に準ずる。ただし期末手当については、教団の財政状況及び本人の勤務状況によっては減額または支給しないことがある。

(給与の支払者)

第3条 教団雇用の職員については教団がその給与を支払う。各個教会が独自に職員を雇用した場合は各個教会がその給与を支払う。

(給与基準)

第4条 職員給与基準表については、教職者給与規定に準ずる。

(給与の決定)

第5条 基本給与は職員給与基準表に沿うものとし、年齢から22を差し引いた号棒とする。その場合の年齢とは「支給年度の誕生日を過ぎた時の年齢」とする。

(制定、改廃)

第6条 この規定及び給与諸表は信徒代表の意見を聴取し、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定、または改廃されるものとする。

2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定、または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。